

【目 次】

1 住所に関すること		
Q1-1	高知市に住民票がないと対象になりませんか？	P 1
Q1-2	市外で結婚して高知市へ転入してきた場合、対象となりますか？	P 1
2 所得に関すること		
Q2-1	所得とは何を指しますか？	P 1
Q2-2	いつの所得で判定するのですか？	P 1
Q2-3	所得の証明は源泉徴収票でかまいませんか？	P 1
Q2-4	婚姻またはパートナーシップ登録を機に離職した場合、または1年を超える育児休暇中の場合の所得はどうなりますか？	P 1
Q2-5	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか？	P 1
Q2-6	令和8年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか？	P 1
Q2-7	収入がない場合でも、所得証明書は必要ですか？	P 2
3 その他の要件に関すること		
Q3-1	年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか？	P 2
Q3-2	申請時点で40歳になりますが、対象になりますか？	P 2
Q3-3	再婚の場合は対象となりますか？	P 2
Q3-4	離婚した場合、補助金を返還しなければならないですか？	P 2
Q3-5	生活保護を受給している場合、補助の対象となりますか？	P 2
Q3-6	公営住宅に入居している場合、補助の対象となりますか？	P 2
Q3-7	地域優良賃貸住宅に入居している場合、補助の対象となりますか？	P 2
Q3-8	過去に他の市区町村で同様の補助金を受けたことがありますか、補助の対象となりますか？	P 2
Q3-9	夫婦の一方が外国人で、婚姻した場合は、補助の対象となりますか？	P 2
Q3-10	夫婦の双方が外国人で、婚姻した場合は、補助の対象となりますか？	P 3
Q3-11	夫婦等の双方が日本人ですが、外国方式の婚姻をしている場合は、補助の対象となりますか？	P 3
Q3-12	ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、共家事・子育て講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談について令和8年3月31日までに受講・相談した場合でも要件を満たしたとみなすことはできますか。	P 3
Q3-13	要件にある講座を受けたことをどのようにして確認しますか？	P 3
4 対象経費に関すること（共通事項）		
Q4-1	いつ支払った費用が補助の対象となりますか？	P 3
Q4-2	住宅の取得費用、住宅のリフォーム費用は補助の対象となりますか？	P 3
Q4-3	対象経費の支払いを申請者本人がしていないと対象になりませんか？	P 3
Q4-4	補助の上限になるまで何度でも申請できますか？	P 3
Q4-5	申請年度中に夫婦等が受け取った補助金が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を翌年度に追加申請できますか？	P 3

5 引越費用について		
Q 5 -1	引越費用の対象となるのはどのような費用ですか？	P 4
Q 5 -2	自分で運送したり、友人に手伝ってもらうなどにより引越した場合は、そのレンタカー代や燃料代などは、補助の対象となりますか？	P 4
Q 5 -3	引越しの際のエアコン移設・設置費用は、対象となりますか？	P 4
Q 5 -4	前住宅や新居を清掃したり、不用になった家具などを処分したりする費用は、対象となりますか？	P 4
Q 5 -5	新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となりますか？	P 4
Q 5 -6	住居の名義人が夫婦等以外の住居へ引越しする場合（夫婦等のいずれかの実家へ転居する場合など）、引越費用は補助の対象となりますか？	P 4
Q 5 -7	婚姻またはパートナーシップ登録の前に行った引越しの費用は対象となりますか？	P 4
6 住宅賃借費用について		
Q 6 -1	住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。	P 5
Q 6 -2	家賃を前払いする場合、補助の対象になりますか？	P 5
Q 6 -3	勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなりますか？	P 5
Q 6 -4	他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか？	P 5
Q 6 -5	婚姻またはパートナーシップ登録を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った礼金等は補助の対象となりますか？	P 5
Q 6 -6	①夫婦等の一方が婚姻前から賃借している物件に婚姻等を機に同居する場合 ②夫婦等の一方が婚姻前から賃借している物件に婚姻等を機とせず同居していた場合に、補助の対象となる経費は何ですか？	P 5
Q 6 -7	夫婦等以外の名義で契約した住居賃借費用は対象となりますか？	P 5
Q 6 -8	夫婦等の一方または双方の親等の親族が同居する場合は、対象となりますか？	P 5
Q 6 -9	親族が保有する物件を賃借した場合は対象となりますか？	P 6
Q 6 -10	住居の契約名義人が夫婦等の親であるが、夫婦等がその親に住宅賃借費用を支払っている場合、補助の対象となりますか？	P 6
Q 6 -11	住居の契約名義人は夫婦等の親であるが、夫婦等いずれかの名義の口座から住宅賃借費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか？	P 6
Q 6 -12	勤務先が家主と賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合、補助の対象となりますか？	P 6
Q 6 -13	複数回転居した場合、前住所の住宅に係る費用は補助の対象となりますか？	P 6
Q 6 -14	単身赴任する予定ですが、対象となりますか？	P 6
Q 6 -15	月々の賃料に駐車場代が含まれて、切り分けができない場合はどうすればよいですか？	P 6

令和8年度 Q&A

「夫婦等」とは、夫婦、高知市でパートナーシップ登録証を交付された方々をいいます。

【1 住所に関すること】

Q1-1 高知市に住民票がないと対象になりませんか？

申請日に、夫婦等の双方または一方が高知市に住民登録され、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地にあることが必要です。

Q1-2 市外で結婚して高知市へ転入してきた場合、対象となりますか？

婚姻または高知市でのパートナーシップ登録を機に、高知市へ転入してきた場合は対象となります。

※婚姻日・パートナーシップ登録日は令和8年1月1日から令和9年2月26日までに婚姻・高知市パートナーシップ登録した方が対象となります。

【2 所得に関すること】

Q2-1 所得とは何を指しますか？

給与所得の方は、1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額です。

自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。

※複数の所得がある場合はそれぞれの所得を合算した金額（例：給与所得＋一時所得など）となります。

Q2-2 いつの所得で判定するのですか？

令和7年1月1日から令和7年12月31日までのお二人それぞれの所得の合計額で判定します。

Q2-3 所得の証明は源泉徴収票でかまいませんか？

所得証明が必要です。申請日時点で発行されている最新の所得証明書を提出してください。

源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、令和8年1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行する所得証明書を提出してください。

※令和8年1月1日時点で高知市に住民登録されていて、申請の際に、職員が課税情報を調査することに同意いただいた（「誓約書兼同意書」の該当項目にチェックした）場合は不要です。同意いただいていない場合は、高知市役所資産税課税務証明係、各地域の窓口センターで取得して、提出してください。

Q2-4 婚姻またはパートナーシップ登録を機に離職した場合、または1年を超える育児休業中の場合の所得はどうなりますか？

補助金の申請時点において無職の場合や1年を超える育児休業中であっても、その方と配偶者（パートナー）の令和7年中の所得の合算で判定します。

Q2-5 貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか？

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に返済した金額は控除できます。

奨学金返還証明書（証明書の提出が困難な場合は通帳の写しや領収書）など、年間返済額がわかる書類をご提出ください。

また、「技能者育成資金融資制度」も貸与型奨学金とみなしますので、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間の返済額が分かる書類を提出してください。

Q2-6 令和8年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか？

住民票の写し等で、令和8年1月1日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、令和7年中の収入が確認できる資料（給与明細等）の写しにより、令和8年1月1日時点の為替レートを基準に所得額を推計します。

また、収入がない場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）の提出をしてください。

Q2-7 収入がない場合でも、所得証明書は必要ですか？

所得証明書が必要です。

収入の申告をしていない場合は、令和8年1月1日時点で住民登録があった市区町村へ収入申告（無収入であれば、収入ゼロの申告）を行い、それに基づく所得証明書を取得の上ご提出ください。

【3 その他の要件に関すること】

Q3-1 年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか？

満年齢で計算します。

※誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。（年齢計算に関する法律及び民法に基づく）
例えば、1996（平成8）年5月1日生まれの場合、2026（令和8）年4月30日に30歳となります。

Q3-2 申請時点で40歳になりますが、対象になりますか？

婚姻日または高知市パートナーシップ登録証の登録日における年齢が39歳以下であれば対象となります。

Q3-3 再婚の場合は対象となりますか？

対象となります。ただし、夫婦等の双方が、過去に高知市や他の市区町村で同様の補助金の交付を受けたことがある場合は補助の対象となりません。

また、過去に補助を受給していた夫婦等が離婚（パートナーシップ登録の抹消）し、その一方が再婚（再度の登録）した場合に、その離婚日（登録抹消の日）が再婚姻日（再度の登録日）から起算して1年以内である場合は、補助の対象となりません。

Q3-4 離婚した場合、補助金を返還しなければならないですか？

返還する必要はありません。ただし、偽装結婚等の違法性がある場合は返還対象となります。

Q3-5 生活保護を受給している場合、補助の対象となりますか？

対象となります。ただし、本補助金の対象となる経費（住宅賃借費用、引越費用）について、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助を受給している場合、その部分は対象外となります。

Q3-6 公営住宅に入居している場合、補助の対象となりますか？

対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については、補助の対象外となります。

Q3-7 地域優良賃貸住宅に入居している場合、補助の対象となりますか？

対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については、補助の対象外となります。

Q3-8 過去に他の市区町村で同様の補助金を受けたことがありますか、補助の対象となりますか？

対象となりません。

Q3-3 もご確認ください。

Q3-9 夫婦の一方が外国人で、婚姻した場合は、補助の対象となりますか？

日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。

外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

Q3-10 夫婦の双方が外国人で、婚姻した場合は、補助の対象となりますか？

日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。

なお、日本の婚姻証明（例：婚姻届受理証明書）で確認できない場合は対象外となります。

Q3-11 夫婦等の双方が日本人ですが、外国方式の婚姻をしている場合は、補助の対象となりますか？

戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

Q3-12 ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、共家事・子育て講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談について令和8年3月31日までに受講・相談した場合でも要件を満たしたとみなすことはできますか。

できません。令和8年4月1日以降に受講・相談したものが認められます。

Q3-13 要件にある講座を受けたことをどのようにして確認しますか？

お二人それぞれが受講確認シートをご記入の上、提出してください。

（3）の相談をした場合は領収書・診療明細書等を追加で提出してください。

※領収書の名宛人のみが補助要件を満たしたことになります。名宛人のパートナーは別の講座を受講していただく必要があります。

＜補助金の申請前に受けていただく講座等＞

（1）ライフデザイン支援講座の受講

（2）プレコンセプションケアに関する講座の受講

（3）医療機関への妊娠・出産に関する相談

（4）共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

※講座等の内容は、高知市結婚新生活支援事業補助金のホームページの対象講座をご確認ください。

【4 対象経費に関すること（共通事項）】

Q4-1 いつ支払った費用が補助の対象となりますか？

婚姻または高知市でのパートナーシップ登録を機とした費用であって、令和8年4月1日から令和9年2月26日の間に支払った費用が対象です。

Q4-2 住宅の取得費用、住宅のリフォーム費用は補助の対象となりますか？

高知市では対象となりません。

高知市では、住宅賃借費用・引越費用が補助の対象です。

※詳しくはQ5-1、Q6-1をご確認ください。

Q4-3 対象経費の支払いを申請者本人がしていないと対象となりませんか？

申請者または配偶者（パートナー）が支払った費用が対象となります。

Q4-4 補助の上限になるまで何度でも申請できますか？

補助上限金額に達していなくても、申請は1回限りです。

Q4-5 申請年度中に夫婦等が受け取った補助金が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を翌年度に追加申請できますか？

現時点では未定です。

【5 引越費用について】

Q5-1 引越費用の対象となるのはどのような費用ですか。

引越業者や運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。

Q5-2 自分で運送したり、友人に手伝ってもらうなどにより引越した場合は、そのレンタカー代や燃料代などは、補助の対象となりますか？

対象となりません。

Q5-3 引越の際のエアコン移設・設置費用は、対象となりますか？

対象となりません。ただし、引越業者との同一契約・支払いの場合、婚姻等に伴う引越にかかるやむを得ない費用として、対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

Q5-4 前住宅や新居を清掃したり、不用になった家具などを処分したりする費用は、対象となりますか？

対象となりません。ただし、不用品の処分に関しては引越業者との同一契約・支払いの場合、婚姻等に伴う引越にかかるやむを得ない費用として、対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

Q5-5 新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となりますか？

対象となりません。

Q5-6 住居の名義人が夫婦等以外の住居へ引越する場合（夫婦等のいずれかの実家へ転居する場合など）、引越費用は補助の対象となりますか？

対象となります。

※ただし、引越費用の支払いを夫婦等が行っていなければなりません。

Q5-7 婚姻またはパートナーシップ登録の前に行った引越の費用は対象となりますか？

婚姻または高知市でのパートナーシップ登録を機とした引越であって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であって、令和8年4月1日～令和9年2月26日の間に支払った費用が対象となります。

【6 住宅賃借費用について】

Q6-1 住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか？

家賃、共益費、礼金、仲介手数料が対象です。

※敷金は対象となりません。

※鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料、水道光熱費、駐車場代なども対象となりません。

ただし、鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料について、賃貸借契約書に記載があり、契約条件となっている場合は、対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

Q6-2 家賃を前払いする場合、補助の対象となりますか？

賃貸借契約に基づき、支払うものに限り、対象となります。

例：賃貸借契約に基づき、令和9年3月分の家賃を令和9年2月26日までに支払う場合は対象となります。

Q6-3 勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなりますか？

住宅手当分を控除した金額が対象となります。

勤務先が発行する住宅手当証明書や給与明細等の写しにより確認させていただきます。

Q6-4 他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象となりますか？

対象となりません。

※Q3-5、Q3-6、Q3-7もご確認ください。

Q6-5 婚姻またはパートナーシップ登録を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った礼金等は補助の対象となりますか？

対象となります。

※なお、補助の対象となるのは、通常、婚姻等の後の支払い分を対象としますが、賃貸借契約書等で婚姻を前提に同居していることが確認できる場合は、同居開始日から補助の対象経費とすることができます。いずれも令和8年4月1日～令和9年2月26日までに支払った費用が対象となります。

Q6-6 ①夫婦等的一方が婚姻前から賃借している物件に婚姻等を機に同居する場合 ②夫婦等的一方が婚姻前から賃借している物件に婚姻等を機とせず同居していた場合に、補助の対象となる経費は何ですか？

＜①の場合＞

同居開始日以降の家賃・共益費が対象となります。同居開始日は賃貸借契約書の写しや住民票の写し等で確認します。

＜②の場合＞

婚姻日またはパートナーシップ登録日以降の家賃・共益費が対象となります。

Q6-7 夫婦等以外の名義で契約した住居賃借費用は対象となりますか？

対象となりません。ただし、学生結婚であり、ともに学生であるため、契約者となれない場合など、やむを得ないと認められる場合は対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

Q6-8 夫婦等的一方または双方の親等の親族が同居する場合は、対象となりますか？

対象となります。

ただし、住宅賃貸借契約の名義が夫婦等のいずれかであり、かつ、これらに係る経費の支払いを夫婦等のいずれかが行っていることが必要となります。

Q 6 - 9 親族が保有する物件を賃借した場合は対象となりますか？

対象となります。

ただし、住宅賃借のための契約書により内容が客観的に確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦等のいずれかでを行っていることが必要となります。

Q 6 - 10 住居の契約名義人が夫婦等の親であるが、夫婦等がその親に住宅賃借費用を支払っている場合、補助の対象となりますか？

対象となりません。

Q 6 - 11 住居の契約名義人は夫婦等の親であるが、夫婦等いずれかの名義の口座から住宅賃借費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか？

対象となりません。

※ただし、夫婦等名義で契約できない止むを得ない事情（未成年、低所得者等）があり、それを書類等で客観的に確認ができる場合は対象となる場合があります。

Q 6 - 12 勤務先が家主と賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合、補助の対象となりますか？

対象となります。

勤務先と家主との賃貸借契約書の写しと、給与明細書など勤務先への家賃相当額の支払いが確認できる書類をご提出ください。

なお、社宅等で賃貸借契約書の写しがない場合は、勤務先が作成した契約内容（入居者の氏名、物件名と所在地、入居日、家賃・共益費・礼金・仲介手数料の金額、月々の家賃・共益費の支払日）が確認できる書類をご提出ください。

Q 6 - 13 複数回転居した場合、前住所の住宅に係る費用は補助の対象となりますか？

対象となりません。申請日に、住民票の住所となっている住宅にかかる費用のみが対象となります。

Q 6 - 14 単身赴任する予定ですが、対象となりますか？

高知市の住居が主たる生活拠点の場合に対象となりますが、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象となります。婚姻日以降の費用が対象となります。なお、夫婦等の一方が他の市区町村に居住し、赴任先で婚姻等に伴う新生活の支援にかかる補助を受けた場合は対象となりません。

Q 6 - 15 月々の賃料に駐車場代が含まれて、切り分けができない場合はどうすればよいですか？

賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代を含めて補助の対象となります。

なお、契約書等で駐車場代相当額が確認できる場合は、月々の賃料から駐車場代を控除した額を対象とします。